イオン・バランス戦略ファンド(愛称:みらいパレット)



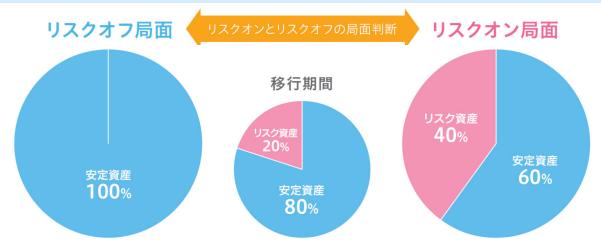
リスクオフ局面へ転換のお知らせ~当面は移行期間の資産配分~

平素より「イオン・バランス戦略ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。この度、当ファンドは運用方針(局面判断)を変更いたしましたので、以下ご報告申し上げます。

資産配分の変更と今後の運用方針について

- 当ファンドはリスク態度指数という市場のリスク選好度合いを計る指数を用いて、「リスクオン局面」*¹と「リスクオフ 局面」*²を判断し、安定資産*³とリスク資産*⁴に資産配分いたします。
- 米欧の金融政策正常化へ向けての前倒しの動きが景気を下押しするのではないかという懸念やウクライナ情勢緊迫 化などを背景に、株式市場が調整しました。このためリスク態度指数も下落基調となったことから2月24日時点で「リス クオフ局面」へ転換したと判断し、資産配分調整を行います。今後は移行期間としてリスク資産20%、安定資産 80%の資産配分で運用を行う方針です。
- 引き続き市場のリスク選好状況を注視し、機動的な資産配分の変更を行い、運用を行ってまいります。
- *1 リスクオン局面(リスク選好的な局面):投資家がより高い収益の獲得を目指し、リスクの高い資産に積極的に資金を投入する市場環境のこと。
- *2 リスクオフ局面(リスク回避的な局面):投資家がリスクを回避するようになり、より安全な資産に資金が向かいやすい市場環境のこと。
- *3 安定資産:資産が目減りする可能性が低い資産のこと。
- *4 リスク資産:安定資産と比べ値動きが大きく、より高い収益が期待できる反面、大きな損失を被る可能性のある資産のこと。

(ご参考)リスクオン・オフ局面での資産配分(イメージ)



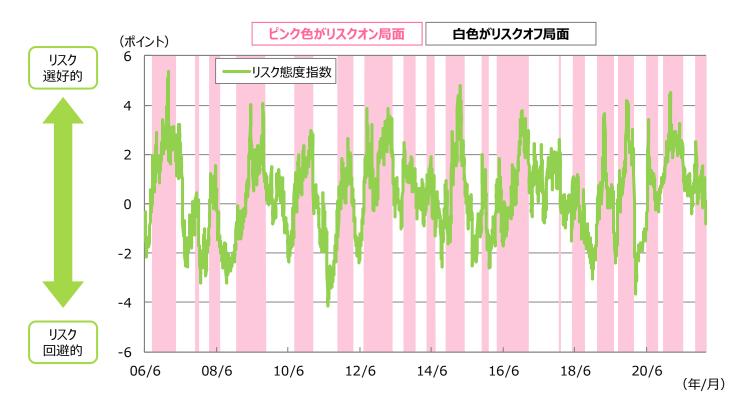
- (注1) リスク資産への投資は40%程度までとします。
- (注2) 局面判断の有効性を高めるため、資産配分の切替えを行う際に一定の移行期間を設けます。
- (注3) 安定資産は、「日本国債と現預金の合計」、「為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)」の組入比率がほぼ半分ずつになるようにします。 ※市況の見通しに応じて一定の範囲で調整を行う場合があります。
- ※上記はイメージであり、実際とは異なる場合があります。
- ※日本銀行によるマイナス金利政策が導入されたため、日本国債の一部がマイナス利回りとなることや、現預金に口座管理手数料が課されることがあります。 このため、上図のリスクオフ局面の場合でも、日本国債および現預金の保有による損失が発生する場合があります。
- ※上記の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく 変更する場合があります。



(ご参考) リスク態度指数について

当ファンドはリスク態度指数という市場のリスク選好度合いを計る指数を用いて、「リスクオン局面」と「リスクオフ局面」を判断します。

<リスク態度指数とリスクオン・オフ局面の推移>



(注) データは2006年6月末~2021年2月24日(日次ベース)。

[※]上記は過去のデータを基に当社が行ったシミュレーションの結果であり、当ファンドの運用実績ではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。シミュレーションは一定の前提条件に基づくものであり、経費等は考慮されていません。実際の運用においては、市場動向等の諸条件が異なることによりパフォーマンス等は大きく異なります。

ファンドの特色

- 1. 日本を含む世界のさまざまな資産に投資し、値下がりするリスクを抑えつつ、安定的なリターンを目指します。
- 2. 各資産の組入比率は柔軟に調整します。
 - ●当ファンドでは、日本を含む世界のさまざまな資産を、安定資産とリスク資産に区別します。

安定資産・・・資産が目減りする可能性が低い資産のことをいいます。

リスク資産・・・安定資産と比べ値動きが大きく、より高い収益が期待できる反面、大きな損失を被る可能性のある資産のことをいいます。

- ●リスク資産への投資は40%程度までとします。
- ●安定資産は、「日本国債と現預金の合計」、「為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)」の組入比率がほぼ半分ずつになるようにします。
- ※ 市況の見通しに応じて一定の範囲で調整を行う場合があります。
- 3. 先進国の債券は、部分的に対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジを行う場合でも、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ●運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ●投資信託は<u>預貯金と異なります</u>。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- ●当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

■ 不動産投資信託 (リート) に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度(税制、建築規制、会計制度等)の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資リスク

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。為替ヘッジ付き先進国債券(除く日本)は、実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、 市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。 これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。



お申込みメモ

購入単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限(2016年10月12日設定)

決算日

毎年4月26日 (休業日の場合は翌営業日)

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- ●課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- ●ニューヨークの取引所の休業日
- ●ロンドンの取引所の休業日
- ●ニューヨークの銀行の休業日
- ●ロンドンの銀行の休業日



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

〇 購入時手数料

購入価額に<u>1.76%(税抜き1.60%)を上限</u>として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○ 信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用(信託報酬)

ファンドの純資産総額に年0.968% (税抜き0.88%) の率を乗じた額です。

※投資対象とする各投資信託の管理報酬等を含めた場合、概算値は<u>年0.968%(税抜き0.88%)~年1.124%(税抜き</u>

1.036%) 程度となります。ただし、投資対象とする投資信託の運用管理費用は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、 純資産総額によっては、上記の料率を上回ることがあります。

※実質的な負担は、実際の組入状況等により変動します。

○ その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- ●監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- ●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- ●資産を外国で保管する場合の費用 等
- ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
- ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。
- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金 (解約) 及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、 確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることを お勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ : https://www.smd-am.co.jp

コールセンター: 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

販売会社ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。



販売会社						
販売会社名	登録番号	券 業	金融商品取引業協会一般社団法人第二種一般社団法人第二種一般社団法人第二種	金融先物取引業協会一般社団法人	投資信託協会一般社団法人	備考
株式会社イオン銀行 登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0				

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが 信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書(交付目論見書)と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)が優先します。投資信託説明書(交付目論見書)、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日:2022年2月24日

